

学童クラブ設置及び運営に関する基準について

資料14

- 国は、学童クラブ(放課後児童クラブ)の設備及び運営に関する基準について、昨年12月、社会保障審議会児童部会の下に設置した「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」報告書をまとめました。
- 本資料では、国の報告書の主な内容と、区の学童クラブ事業の現状等を比較しています。なお、国の報告書内容は現時点のものであり、今後、変更となる場合があります。

	国報告書 —主な内容—	区学童クラブ事業		区内民間学童クラブ (区補助対象分 2か所)
		直営型	委託型	
従事する者 【従うべき基準】	次のいずれかに該当する者であって、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を受講した者 ・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・保育士 ・社会福祉士 ・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ・教員免許を有する者(幼稚園、小学校、中学校、高校) ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認められた者等	保育士の資格を有する者	・保育士または教員の資格を有する者 ・児童福祉施設の職員養成学校を卒業した者 ・大学において、心理学、教育学、社会学、児童福祉学、社会福祉学またはこれに類する学科を修めた者 ・クラブ長は、常勤職員とし、児童福祉施設・事業、または学校教育法に定める幼稚園・小学校・中学校での勤務経験、もしくは児童の健全育成活動に携わった機関が、概ね5年以上ある者とする。こと。	・地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 ・保育士 ・高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者 ・小学校、中学校、高校、幼稚園等の教諭となる資格を有する者 ・大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認められた者等
従事する者の員数 【従うべき基準】	2人以上配置し、うち1人以上は有資格者	・定員70人まで 常勤職員(有資格者)2、その他2 ・70人を超える場合は、規模に応じて適正に配置	区に準じる	常勤3人以上
児童の集団規模 【参酌すべき基準】	概ね40人まで	定員30人～86人 ※複数の班やグループ編成による育成を実施	定員45人～100人 ※複数の班やグループによる育成を実施	40人(1～4年生)
育成室面積 【参酌すべき基準】	児童1人当たり概ね1.65㎡以上	児童1人当たり概ね1.65㎡以上	児童1人当たり概ね1.65㎡以上	・1所 : 児童1人当たり2.15㎡ ・1所 : 児童1人当たり4.38㎡
開所日数 【参酌すべき基準】	年間250日以上を原則	年間290日以上	年間290日以上	・1所 : 290日 ・1所 : 295日
開所時間 【参酌すべき時間】	平日は、1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則	平日:下校時～18時(30分延長あり) 土曜日:8時30分～17時 学校休業日:8時30～18時30分(30分延長あり)	区に準じる	・1所 平日:下校時～19時30分(1時間延長あり) 土曜日:7時30分～19時30分(1時間延長あり) 学校休業日:7時30分～19時30分(1時間延長あり) ・1所 平日:下校時～19時 土曜日:8時～17時 学校休業日:8時～19時